

宇 土 市 森 林 整 備 計 画
変 更 計 画 書







計画期間 {
自 平成31年4月 1日
至 令和11年3月31日

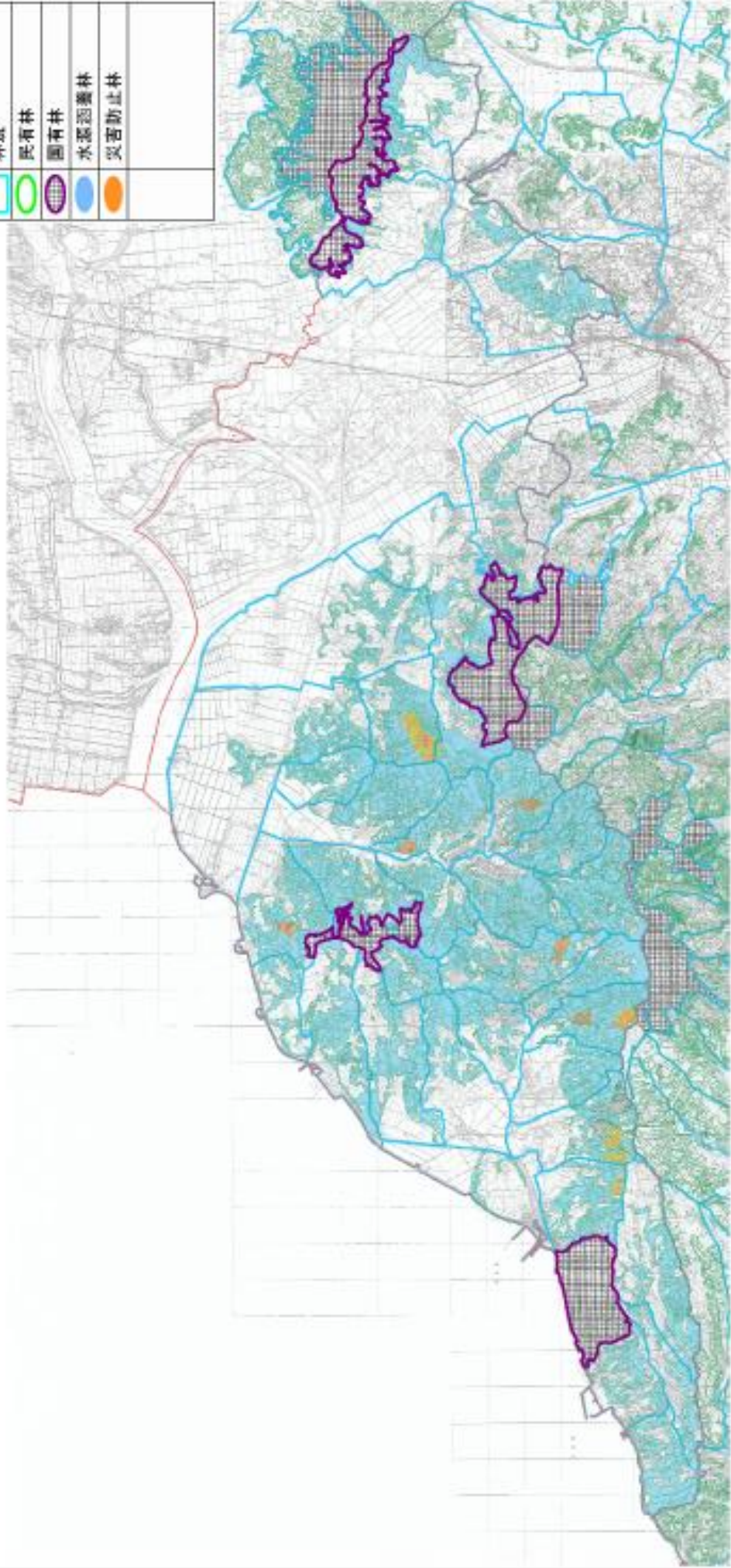
〈令和4年（2022年）3月変更〉

熊 本 県

宇 土 市

宇土市森林整備計画概要図 $S=1:25,000$

凡 例	
	市町村界
	林班
	民有林
	国有林
	水源涵養林
	災害防止林



作成	宇土市建設課
作成日	平成25年12月
縮尺	1:25,000
備考	

目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	2
1	森林整備の現状と課題	2
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3	林野火災の予防の方法	21
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7	その他必要な事項	24

【変更の理由等】

1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した宇土市森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

2 効力の発生

令和4年（2022年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、熊本県のほぼ中央に位置し、熊本市より南に14kmと県内の市の中で最も近距離にある。東西20.4km、南北7.9km、総面積74.30km²となっている。また宇土半島の大部分を市域とし、半島が南部に横たわり、山岳は標高478mの大岳山がある。東部には、標高300m余りの雁回山があって、北は熊本市、南は宇城市に隣接している。

地質は、大部分が三紀層からなり、一般に凸型の急斜面が多い。土壌は、黄色土壌群と褐色森林土壌群が主体の土壌で尾根筋には、いわゆる残積性の未熟な岩屑土が分布している。年間平均気温16.5℃と比較的に温暖である。また、降水量も年間概ね2,000mmで、農林産物の生産には、適切な気象条件にあると言える。

本市の森林面積は、2,902haで総面積の39%を占め、地域森林計画の対象民有林面積は2,431haである。そのうち民有林の森林資源の構成は人工林面積873ha、天然林1,404haで天然林の占める割合(57.8%)が県平均(32%)を大きく上回っている。また、民有林の資源構成のうち、人工林の樹種別面積ではスギ488ha、ヒノキ381haで年齢別面積では、スギが11～13年齢級、ヒノキが10～12年齢級の占める割合が高い。

このように、民有林の多くが、主伐の時期を迎えており、伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化を推進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育、間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進し、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本市の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業者は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するためには高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業者、林業研究グループ、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

また、Ⅰの2の(1)の森林の区分を踏まえ、以下の事項を重点として適切な森林整備を推進することとする。

- (ア) 轟地区においては、景観の維持向上と水資源の維持向上を図るため広葉樹の育成を図る。
- (イ) 網田、網津地区においては、成熟しつつあるスギ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。
- (ウ) 住宅化の進んだ花園、緑川地区においては、残された里山林を保全するような整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的な展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本市の立木の標準伐期齢は下表のとおりとする。なお、立木の標準伐期齢は、当該

林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	35 年	35 年	10 年	15 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設ける確かな更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構造等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の育成の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や屋根筋等の森林における生物多様性等の保全のため必要がある場合には、人工

林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注）「集材路」とは、立木の伐採、搬出等の為に林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出の為に継続的に用いる道は森林作業道として、集材路と区別する）。

3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防除柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

（1）人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、ヤマモモ、イチヨウ、ヤシャブシ等	

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等から、上記のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林務担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ ヒノキ クヌギ	中仕立て	1,500~3,000	

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、上記のとおりとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員や本市農林水産課等に相談の上適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意する。
植付けの方法	通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定する。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには、地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選択する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母木の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、的確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ, シイ, カシ, エノキ, ヤマハゼ, センダン, コブシ, コナラ, その他地域に自生する中高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について下表のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了することとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ的確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成および林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行う。

(3) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進，林分の健全化並びに利用価値向上を図るため，間伐の回数及びその実施時期，間伐率について，下表のとおり定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	1,500~3,000	14	23	31	-	-	-
	大経材	1,500~3,000	14	23	31	45	57	-
ヒノキ	一般材	1,500~3,000	14	25	31	-	-	-
	大経材	1,500~3,000	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・初回は，除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 ・2回目以降は，形成不良木を選定するとともに，林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 ・間伐率は，強度の疎開を避けて決定するものとし，本数率で20~30%程度とする。 ・高齢級の森林における間伐については，成長力に留意して実施する。 ・間伐実施時期の間隔は，標準伐期齢未満で10年，標準伐期齢以上で15年を標準とする。 	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため，保育の時期，回数，作業方法について，下表のとおり定めるものとする。

その際，作業の省力化・効率化に留意するとともに，野生鳥獣による被害を防除するため，地域における森林被害や生息状況等を勘察しつつ，施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢	標準的な方法	備考
下刈り	スギ	1~10	下記のとおり	
つる切り	ヒノキ	7~15		
除伐		7~15		
標準的な方法				備考
下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。 つる切り：つるの繁茂状況に応じて，下刈り終了後2~3年毎に行う。 除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。				

注) 特定苗木等の活用により，植栽木が健全に育成し，下刈りの必要性がなくなった場合においては，作業の省力化・効率化のため，実施期間の短縮に努めるものとする。

3 その他必要な事項

- (1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導するものとする。
- (2) 育成複層林においては、下層木の健全な育成に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。
- (3) 針広混交林へ誘導する場合は、強度な間伐を実施することができるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林施業をすべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園などの施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

森林施業の方法として，地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業，風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業，美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため，アの①～③の森林，具体的には次の①～③の森林のうち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を推進すべき森林とし，それ以外の森林については，複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は，長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし，主伐の時期を下表の伐期齢の下限のとおりとするとともに，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については別表2により定める。なお，保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち，特に地域独自の景観等が求められる森林において，風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には，これを推進することとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	64年	72年	56年	56年	20年	25年

① 地形や傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもっている箇所，地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎又は断層線上にある箇所，流れ盤となっている箇所，土壌等が火山灰地帯等で表土が粗し

ようで擬集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林，市街地道路等と一体となって優れた景観美構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼，瀑布，渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林，希少な生物の保護のため必要な森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林，林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林，木材等生産機能の評価区分が高い森林で，自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について，木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めることとする。

この際，区域内において1の機能と重複する場合には，それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

また，この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林，林道からの距離が近い森林等，これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については，森林の一体性を踏まえつつ，特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として，木材等林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給するため，生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに，適切な造林，保育及び間伐等を推進することを基本とし，森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ，森林施業の集約化，路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また，特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は，原則植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 4 のとおり	55.78
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 5 のとおり	347.64
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 6 のとおり	2072.93
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	0	
長伐期施業を推進すべき森林	別表 5 のとおり	347.64	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表 4 のとおり	55.78
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密にとりあい、属地的に森林施業の共同化を実施できるよう推進する。また、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的導入と実施を計画的組織的に推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定を促進し森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼び掛けながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深めるなどの機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参加への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施するもの（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同

して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

エ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60〈50〉~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20〈15〉~50
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、下表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワードトラック
中傾斜地(15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワードトラック
	架線系		100~300	チェンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワードトラック
急傾斜地(30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワードトラック
	架線系		150~500	チェンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワードトラック
急峻地(35° ~)	架線系	500 ~ 1500	500 ~ 1500	チェンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な代表システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本市の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。したがって、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

林業後継者の主たる就労の場である森林組合等の林業事業体の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し、技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本市と森林組合等の林業事業体が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取組を通じて森林・林業所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取組を通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

② 林業後継者等の育成

ア 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について市としても検討することとし、林業経営の魅力を高めることとする。

イ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市林業の主な担い手である森林組合については、施業共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の森林の人工林は、8 齢級以上が 93%で、主伐期を迎えた森林が多く存在するものの、林業の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことから機械化の遅れは顕著であり、必要とされる森林施業が十分に行えない状況となっている。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の減少及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり傾斜地の多い地形条件等に対応した機械の導入は重要な課題である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	網津川流域	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー プロセッサ 林内作業車 小型集材機 スイングヤード
造林 保育等	地拵, 下刈	チェーンソー 刈り払い機	チェーンソー 刈り払い機

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合等によるスイングヤード、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合等を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化
- ③ 間伐の早急な実施を推進するために森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターの養成のため、県の実施する研修会等への積極的参加

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

県内森林における鳥獣被害のうち最も影響を及ぼすニホンジカは、公的調査において市内での生息は確認されていないことから、別表3のとおり区域の設定は行わない。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	該当なし	

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を市長が行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な被害が生じた場合は、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討する。

ニホンジカについては、市内において生息が確認されていないものの県東部及び南部を中心に生息域の広がりがみられることから今後の動向を注視し、森林所有者、地元猟友会、森林組合の関係団体等からの聞き取り及び現地調査による被害等の把握に努める。生息が確認され森林被害が予想される又は実際に被害が確認された場合は、森林の適正な更新及び確実な育成を図るため、侵入防止柵、幼齢木保護具及び剥皮被害防止資材等の設置やくくりわな等による捕獲を行うなど、シカ害防止対策を検討するとともに、必要に応じて鳥獣害防止森林区域に編入するものとする。

この際は、関係団体と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策と協調して対応することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については「宇土市火入れに関する規則等平成22年9月13日規則第15号」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他の森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植

栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

効率的な森林施業や路網整備を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われる区域として下表のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 h a
宇土地区	1～32	2277.21
花園地区	33～37	199.14

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUIJターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山間地域の定住を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように働きかけることとする。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、本市及び森林組合などの林業事業者がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参加意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。